

## ○長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例施行規則

平成21年4月1日

長崎県病院企業団規則第8号

改正 平成25年4月1日 長崎県病院企業団規則第2号

改正 令和4年2月1日 長崎県病院企業団規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例(平成21年長崎県病院企業団条例第14号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 条例第3条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、医療技術修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて企業長に提出しなければならない。

- (1) 養成施設入学後1年を経過しない者については、卒業した高等学校の校長が発行する成績証明書及び推薦書(様式第2号)
- (2) 養成施設入学後1年以上を経過している者については、当該養成施設の校長が発行する成績証明書及び推薦書(様式第2号)
- (3) 保健所又は公的医療機関が発行する健康診断書
- (4) 戸籍抄本
- (5) 連帯保証人となるべき者の保証書(様式第3号)
- (6) その他企業長が必要と認める書類

(貸与の決定及び通知)

第3条 企業長は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定し、医療技術修学資金貸与決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(借用証書)

第4条 前条の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者は、修学資金借用証書(様式第5号)を企業長に提出しなければならない。

(修学資金の貸与)

第5条 修学資金のうち、条例第4条第1項に掲げる経費で、教科書購入費は毎年度当初に、生活費は毎月貸与する。

(連帯保証人)

第6条 条例第5条第1項の規定により貸与を受けようとする者が立てなければならない連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

- 2 前項の連帯保証人のうち1人は、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、その保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人をいう。)、成年者であるときは、父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(貸与の取消し及び停止の通知)

第7条 企業長は、条例第6条の規定により、修学資金の貸与を取り消し、又は停止したときは、医療技術修学資金取消通知書(様式第6号)又は医療技術修学資金停止通知書(様式第7号)により医療技術修学生(条例第6条第1項第1号に該当して取り消したときは、前条第2項に掲げる者)に通知するものとする。

(返還免除)

第8条 条例第7条又は第9条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、医療

技術修学資金返還免除申請書(様式第8号)を企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、前項の申請をした者に対し、修学資金の返還免除を決定したときは、医療技術修学資金返還免除通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(在職期間の計算)

第9条 条例第7条及び第8条の在職期間を計算する場合においては、企業団病院の職員となった日の属する月から、企業団病院の職員でなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、企業団病院の職員でなくなった月に再び企業団病院の職員となったときは、その月を1月として算入するものとする。

2 前項の規定による在職期間を計算する場合において、当該期間中に休職、停職又は育児休業(以下「休職等」という。)の期間があるときは、休職等の期間の開始する日の属する月から休職等の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職等の期間の終了した月において、再び休職等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

3 第1項の規定による在職期間を計算する場合において、当該期間中に育児短時間勤務をした期間があるときは、育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数(38時間45分)」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数を在職期間とする。この場合、算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

4 前項の場合、育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月在職したものとみなす。

5 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は在職期間から控除するものとする。

6 育児短時間勤務をした期間が通算5年を超えたときは、その超えた月数を修学資金の返還債務を当然免除するための在職期間から控除するものとする。

(学業成績表の提出)

第10条 医療技術修学生は、前年度末における学業成績表を毎年4月15日までに企業長に提出しなければならない。

(健康診断書の提出)

第11条 医療技術修学生は、健康診断書を毎年4月15日までに企業長に提出しなければならない。この場合において、健康診断書は、その提出期限前2月以内に保健所又は公的医療機関において発行されたものでなければならない。

(届出)

第12条 医療技術修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を企業長に届け出なければならない。

(1) 氏名または住所を変更したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 修学に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。

(4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(5) 復学したとき。

(6) 連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき、若しくは破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

(雑則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

本籍地  
住 所  
電 話  
携 帯  
性 別 男 ・ 女  
生年月日 年 月 日生  
氏 名

㊟

## 医療技術修学資金貸与申請書

長崎県病院企業団医療技術修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与決定後は、長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例及び長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例施行規則に定められた事項を遵守することを誓います。

貸与申請額	金	円也	既貸与額	金	円也		
貸与期間	年 月から 年 月まで						
就業予定病院				職種※1			
在学している養成施設名							
入学年月日	年 月 日			学年			
高等学校入学後の学歴	年 月			年 月			
	年 月			年 月			
家族 の 状況	氏 名	続柄	年齢	職業（勤務先）	学校（学年）	年収（税込）	備考
						円	
帰省先住所	〒						
	TEL						
備考 ※2							

※1 「職種」には、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び薬剤師のいずれかを記載すること。

※2 養成施設入学後、休学、停学及び留年など卒業延期の事情がある場合には記載すること。

様式第2号（第2条関係）

推 薦 書

下記の者は、学業成績優秀、かつ志操堅固であり、また将来企業団病院に医療技術者として勤務するに相応な人物であり、長崎県病院企業団医療技術修学資金の貸与を受けるのに最も適当な人物であることを認め、責任をもって推薦いたします。

記

- 1 氏 名
- 2 性 別
- 3 生年月日
- 4 本 籍
- 5 住 所

学校所在地  
学 校 名  
校 長 氏 名

㊟

長崎県病院企業団企業長 様

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

連帯保証人	住所			
	職業			
	氏名			Ⓔ
		年	月	日生
	本人との関係			
連帯保証人	住所			
	職業			
	氏名			Ⓔ
		年	月	日生
	本人との関係			

保 証 書

下記の者が医療技術修学資金の貸与を受けたうへは、その連帯保証人となり、長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例及び長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例施行規則に従い、下記の者と連帯して債務を負担します。

記

在学している養成施設名

住所			
氏名			
	年	月	日生

（注） この保証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長の証明書を添付すること。

年 月 日

様

長崎県病院企業団企業長

印

医療技術修学資金貸与決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった 年度医療技術修学資金の貸与については、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

決定番号	第	号			
養成施設名			第	学年	
貸与金額	金		円也		
貸与期間		年	月から	年	月まで

様式第5号（第4条関係）

修 学 資 金 借 用 証 書

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

決定番号	第	号	
借受人	住所		
	氏名		Ⓜ
連帯保証人	住所		
	氏名		Ⓜ
連帯保証人	住所		
	氏名		Ⓜ

長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例に基づく 年度修学資金を  
次のとおり借用します。

借用金額 金 円  
貸与期間 年 月から 年 月まで

（注）連帯保証人の押印する印章は、印鑑証明のあるものとする。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日	
様	
長崎県病院企業団企業長	
印	
医療技術修学資金取消通知書	
長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例第6条第1項の規定により、 修学資金の貸与を取り消す。	
取消年月日	年 月 日

様式第7号（第7条関係）

年 月 日	
様	
長崎県病院企業団企業長	
印	
医療技術修学資金停止通知書	
長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例第6条第2項の規定により、 修学資金の貸与を一時停止する。	
停止年月日	年 月 日から

様式第8号（第8条関係）

年 月 日		
長崎県病院企業団企業長 様		
決定番号 第 号 住 所 氏 名 ⑩		
医療技術修学資金返還免除申請書		
修学記のとおりに、修学資金の返還の免除を申請します。 資金		
記		
	貸 与 総 額	円
	返 還 未 済 額	円
	返還免除を受けようとする額	円
養成施設 卒業年月日	年 月 日	
免許取得年月日	年 月 日	
在職した企業団病院 の名称及び在職期間	企業団病院の名称	在 職 期 間 年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
休職又は停職の期間	休職又は停職の別	期 間 年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
免除を申し出る理由		

- (注) 1 心身の故障の著しい障害の場合は、医師の診断書を添付すること。  
 2 死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添付して遺族が申請すること。

年 月 日
<p>様</p> <p style="margin-left: 200px;">長崎県病院企業団企業長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</p> <p style="text-align: center;">医療技術修学資金返還免除通知書</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例第7条（第9条）の規定により、 下記のとおり修学資金の返還を免除する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p>

修 学 資 金	貸 与 総 額	円
	返 還 済 金 額	円
	返 還 未 済 額	円
	返 還 免 除 額	円